

宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱

令和4年3月30日

要綱第56号

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業が取り組む多様な働き方を促進し、本市における産業の振興及び雇用機会の拡大を図るため、市内にサテライトオフィスを開設する者に対し、予算の範囲内において宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業 営利の目的をもって事業を営む法人をいう。
- (2) 本社機能 企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の総括、研究開発、情報処理等を行う機能をいう。
- (3) 拠点事務所 当該企業の本社その他事業活動の拠点となる事務所をいう。
- (4) サテライトオフィス 企業が市内に新たに設置する本社機能の一部を持った事務所であって、従業員が市外の拠点事務所の業務等を行う就業場所をいう。
- (5) 新規雇用従業員 常用雇用者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者等で、1週間の所定労働時間が30時間以上の者をいう。）として新たに採用され、かつ、引き続き雇用される者をいう。

(指定事業者)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも該当する企業を、補助金の交付を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として指定することができる。

- (1) 市内の企業と連携してデジタル技術を活用しながら地域の産業創出に取り組む見込みのある企業であること。
- (2) サテライトオフィスを操業開始してから3年以内に市内に住所を有する新規雇用従業員を3人以上雇用する見込みのある企業であること。
- (3) サテライトオフィスとして3年以上継続して維持、又は運営される見込みの企業であること。
- (4) サテライトオフィスに役員又は従業員（常用雇用者に限る。）を2人以上置く企業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、指定事業者としないものとする。

- (1) 同一の事業に対して、国又は地方公共団体等から他の補助、助成等の交付を受けている者
- (2) 市税を滞納している者
- (3) 公序良俗に反する事業を行う者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が不適当と認めるもの
(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助率、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表の規定により算出して得た額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(指定の申請)

第6条 第3条に規定する指定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、サテライトオフィスの操業開始前に、指定事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 会社概要、定款の写し、登記事項証明書及び直近の3事業年度の決算書
- (3) 直近の市税の納税証明書
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類のうち、市長が特に認めたものについては、その提出を省略することができる。

(指定事業者の通知)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、指定事業者の指定を行うことを決定したときは、指定事業者通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(操業の開始)

第8条 指定事業者は、サテライトオフィスの操業を開始したときは、操業開始の日から30日以内に操業開始届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（変更等の届出）

第9条 指定事業者は、第6条の規定による申請の内容を変更等しようとするときは、指定事業者変更（中止）届（様式第4号）にその事実を確認できる書類を添付して届け出るものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、指定事業者変更（中止）承認通知書（様式第5号）により指定事業者に通知するものとする。

（指定の承継）

第10条 合併、分割、営業譲渡その他の事由により指定事業者の指定を承継しようとする者は、指定承継申請書（様式第6号）にその事実を確認できる資料を添付して速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、指定承継承認通知書（様式第7号）により指定の承継を申請した者に通知するものとする。

（指定の取消し等）

第11条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その指定を取り消し、補助金交付を中止するとともに、既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させ、又はそれにより生じた損害の全額若しくは一部を賠償させることができる。

（1） 指定事業者の指定後1年以内にサテライトオフィスを操業しないとき。

（2） 補助金の交付に係るサテライトオフィスを正当な理由なく操業開始日から起算して3年以内に休止し、若しくは廃止し、又はこれらと同様の状態に至ったとき。

（3） 市税を滞納したとき。

（4） 虚偽その他不正な手段により指定事業者の指定を受け、補助金の交付を受けたことが判明したとき。

（5） 前各号に掲げる場合のほか、指定事業者の指定を継続することが不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、指定事業者指定取消通知書（様式第8号）を交付するものとする。

（交付申請）

第12条 指定事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、現に賦課されている市税（申請時点において納期が到来しているものに限る。）を完納した日以降に、

補助金交付申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1） 事業実施報告書
- （2） 直近の市税の納税証明書
- （3） 賃金台帳の写し（新規雇用従業員）
- （4） 雇用通知書の写し（新規雇用従業員）
- （5） 雇用保険の被保険者であることが分かる書類
- （6） 直近事業年度の決算書の写し
- （7） 補助金の計算に必要な資料及びその支払を確認できる資料の写し
- （8） 前各号に掲げるもののほか、参考資料として市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類のうち、市長が特に認めたものについては、その提出を省略することができる。

3 指定事業者は、前2項の規定による申請をするに当たり、補助対象経費から当該経費に係る消費税及び地方消費税相当額を差し引かなければならない。

（補助金の交付決定）

第13条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（報告及び調査）

第14条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、第6条の規定による申請を行った者又は指定事業者に対して、操業状況、経理状況等について報告を求め、監査をし、又は調査をすることができる。

（関係書類の整備及び保存）

第15条 指定事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

（経過措置）

3 この要綱の失効の日以前に第7条の規定により指定事業者の指定を受けた者については、この要綱の規定は、失効後もなおその効力を有する。

附 則（令和7年3月27日要綱第36号）

この要綱は、令和7年3月27日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	交付要件	1年度における交付額	交付期間	交付限度額
開設費	市内に事業所等を有していない企業が、市内にサテライトオフィスを開設・運	サテライトオフィスに係る建物の改修、購入又は新築及び設備機器の購入に要する経費の2分の1以内の額	操業開始時	600万円
運営費	営すること。	サテライトオフィスに係る建物の賃借料（敷金、権利金、共益費、その他これらに類する費用を除く。また、事業所以外の施設を併設している場合は、事業所部分のみを対象とする。）及び設備機器使用料の2分の1以内の額	1年度以内	
雇用拡大支援費	本市に住所を有する新規雇用従業員を引き続き1年以上雇用すること。	新規雇用従業員（2年度目以降は、前年度までに認定された雇用人数からの純増員とする。）1人につき50万円	3年度以内	

備考 運営費及び雇用拡大支援費の基準日は操業開始日とする。

様式第 1 号（第 6 条関係）

指定事業者指定申請書

年 月 日

宇和島市長 様

申請者

所在地 _____

法人名 _____

代表者 _____

指定事業者の指定を受けたいので、宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 6 条第 1 号の規定により、関係書類を添えて申請します。

名称						
所在地	宇和島市					
業種						
事業概要						
操業開始予定日	年 月 日					
従業員数等 (操業開始予定日時点)	企業全体			サテライトオフィス		
	役 員： 人			役 員： 人		
	従業員： 人			従業員： 人		
新規雇用従業員の 雇用計画	年 月～ 年 月		年 月～ 年 月		年 月～ 年 月	
	人		人		人	
補助対象経費（予定）	1 年目		2 年目		3 年目	
	開設費		円			
	運営費		円			
	雇用拡大支援費		円		円	
	合計		円		円	

第 号
年 月 日

指定事業者指定通知書

様

宇和島市長

年 月 日付けで申請があった指定事業者指定申請については、宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 3 条の規定により指定することとしたので、宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

名 称	
所在地	宇和島市
業 種	
事業概要	
操業開始予定日	年 月 日

様式第 3 号（第 8 条関係）

操業開始届

年 月 日

宇和島市長 様

届出者

所在地 _____

法人名 _____

代表者 _____

事業を開始したので、宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 8 条の規定により届け出ます。

指定年月日・番号	年 月 日 第 号
操業開始年月日	年 月 日
従業員数	人（うち新規雇用従業員 人）
開始した 事業の概要	

1 新規雇用従業員の内訳書（操業開始日現在）

住所	氏名	年齢	性別	新規採用 年月日	備考

（注）この表で足りない場合には、複写又は別表等にして全員記載すること。

様式第 4 号（第 9 条関係）

指定事業者変更（中止）届

年 月 日

宇和島市長 様

届出者

所在地 _____

法人名 _____

代表者 _____

年 月 日付で申請した指定事業者指定申請の内容を変更（中止）したいので、宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

指定年月日・番号	年 月 日 第 号
変更（中止）理由	
変更（中止）年月日	年 月 日
変更事項 及び参考資料	

（注）変更の内容を確認できる資料を添付すること。

指定事業者変更（中止）承認通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで申請のあった事業計画等の変更（中止）については、次のとおり承認したので、宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

変更事項	
変更前	
変更後	
変更（中止）理由	

指定承継申請書

年 月 日

宇和島市長 様

申請者

所在地 _____

法人名 _____

代表者 _____

指定事業者の指定の承継をしたいので、宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

指定年月日・番号	年 月 日 第 号
異動理由	
異動年月日	年 月 日
異動事項 及び参考資料	

（注）申請の内容を確認できる資料を添付すること。

指定承継承認通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで申請のあった指定承継については、次のとおり承認したので、宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

承認事項	
特記事項	

指定事業者指定取消通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで行った指定事業者の指定について、宇和島市
サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により
取り消したので、同要綱第 1 1 条第 2 項の規定により通知します。

名称	
所在地	
支 払 済 補 助 金	
取 消 理 由	
補助金の返還 又は賠償等に 関する事項	

様式第 9 号（第 1 2 条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

宇和島市長 様

申請者

所在地 _____

法人名 _____

代表者 _____

補助金の交付を受けたいので、宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

名 称		
所在地	宇和島市	
操業開始日	年 月 日	
従業員数等	企業全体	サテライトオフィス
	役 員： 人	役 員： 人
	従業員： 人	従業員： 人
補助金交付申請日の 新規雇用従業員数	人	
補助金交付申請額	補助対象経費	補助金の額
	開設費 円	円
	運営費 円	円
	雇用拡大支援費 円	円
	合計 円	円

1 新規雇用従業員の内訳書（補助金交付申請日現在）

住所	氏名	年齢	性別	新規採用 年月日	備考

（注）この表で足りない場合には、複写又は別表等にして全員記載すること。

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

宇和島市長

年 月 日付けで申請のあった宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金の交付については、次のとおり決定したので、宇和島市サテライトオフィス開設促進事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により通知します。

補助金の区分	補助金の金額
	円
	円
	円
合計金額	円

補助金交付年度	補助金の金額
年度	円
年度	円
年度	円
合計金額	円